

令和元年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

令和元年 5月21日(火)

全日通霞が関ビル大会議室

○ 法務省保護局総務課被害者等施策班 田中補佐官

御紹介いただきました法務省の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、更生保護の関係の犯罪被害者支援について御説明差し上げて、そのあとに、最新のトピックを御紹介させていただきたいと思っております。昨年のこの場でもご説明させていただきました同じ話になろうかと思えますけれども、ご容赦いただければと思います。

まず、今、更生保護と簡単に申し上げました。(配布資料のリーフレット参照)「更生保護における」という文字が出ております。更生保護官署、更生保護という言葉について、まず、先に御説明させていただきます。

更生保護という言葉、ご存じいただいておりますでしょうか。場合によりましては、(法務省にて) 7月にやっている「社会を明るくする運動」というところで関係があるかもしれないのですが、元々は加害者を社会の中で指導したり支援したりすることで、加害者の再犯を防ぐための関係機関というように思っていただければと思います。

ごくモデル的に話をします。成人の場合、仮になのですが、裁判で実刑判決3年の言い渡しを受けた人ってどれぐらい受刑するかって、皆さん、ご存じでいらっしゃいますでしょうか。3年丸々受刑するような人は全体の半分ぐらいです。残りの半分ぐらいは仮に釈放されます。刑期よりも早く釈放されます。仮釈放というふうに言っているのですが、事件の中身とか、そういうので判断されるのですが、みんな共通のルールがあります。

それは何かというと、残りの期間は絶対に保護観察を受けなきゃいけないという話です。先ほどの3年の人が仮に2年10カ月目に仮釈放にされたら、残り2カ月ありますよね。この2カ月は仮釈放期間で保護観察に必ず付されます。保護観察というのは、守らなきゃいけないルールを守りながら、例えば最低でも保護司の先生のところに月2回行って、生活状況を報告するような仕組みです。ルールに反すると刑務所に戻されます。

こういう仕組みがあるのですが、その仮釈放を決めているのはどこでしょうか。仮釈放を決めているのは裁判所でも矯正施設でもありません。法務省の出先機関の地方更生保護委員会というところが決めています。全国8カ所、高等裁判所の所在地にございます。それから、先ほど保護観察をすると言いました。その保護観察はどこが担っているか。全国50カ所にあります。基本的には県庁所在地にございます、北海道だけは4カ所ですが、保護観察所という役所で保護観察を担っているところなのです。

この更生保護官署、地方更生保護委員会、保護観察所というのは、加害者にいろいろ指導とかしていきます。「もう同じことをしちゃだめだよ、ちゃんと頑張らなきゃだめだよ

ね。」、こういう指導はしていきますが、一方で、衣食足りて礼節を知るじゃございませんが、犯罪をした人が、お金足りない、生活できないというふうになると、また犯罪をしちゃう可能性もありますので、生活を支援する側面もございます。

とはいえ、生活保護のようにガツつり支援はできないです。ごく限られた期間、ごく限られたお金の中でやっています。例えば、お金、本当に無いのです。市役所の生保の窓口にも行けません。交通費出してくれませんか。という時にはお金出すとか、ほんと、一定の支援なのですけれども。

こうやって考えてみますと、我々更生保護官署というのは、加害者を指導する面では被害者さんと利害が一致する部分があるのですけれども、加害者を支援する場面もあるのです。これ、被害者さんとちょっと利益が相反しているようにも見えるかもしれません。でも、そういう更生保護官署が、ここに挙げているような被害者の方々、被害者のご遺族の方々に支援をしています。なぜでしょうか。

これは、我々加害者を扱っている役所じゃないとできない支援があるからです。被害者の方々は自分を加害してきた人、今どこでどうしているのか、どういう処分を受けているのか、普通だと知ることができません。それを教えることができるのは我々、加害者のことを扱っている役所です。それから、先ほど申し上げた仮釈放、これについて、意見を言いたい、仮釈放してくれるのかなとか、そういうことの意見を言いたいときに、そういう意見を言っていただく機会を設けることができるのも我々です。

そういう形で、被害者の方々、被害者のご遺族の方々がお持ちのニーズをお応えできる部分があるということから、平成19年の12月以降、我々更生保護官署では、今、画面に出ている4つの施策を始めて、10年以上が経過したところでございます。

この4つの施策を簡単にご説明いたしますと、まず、リーフレットの被害者等通知制度、資料リーフレットでもブルーになっていると思います、通知制度がございます。被害者の方々から申し出をいただきましたら、加害者のプライバシーとの兼ね合いで、お教えできる情報は少ないのですけれども、一定の情報、今どういう処分を受けている状況ですよ、みたいなことをお示しすることができます。

次に、意見等聴取制度でございます。(リーフレットの)ピンクで示されているところでございます。先ほどの仮釈放を決める委員会に対して、仮釈放に対する御意見などをおっしゃっていただくことができます。仮釈放を決める審理は原則非公開なのです。ですけれども、そこに入って意見を言えるようなイメージを持っていただければと思います。直接意見を言っていただくことができます。

それから、3つ目なのですけれども、心情等伝達制度です。これは、安全に被害者の方々が加害者に意見、気持ちを伝えられる仕組みです。一旦、保護観察所に来ていただきます、被害者の方に。そこでお話を聞きます。加害者に伝えたいことを聞いて、それを書面化します。それを全く別の日、別の機会、別の場所で加害者の方に伝えて、あわせて、保護観察上の指導をします。加害者が保護観察中だけしか使えない仕組みなのですけれども、ど

うでしょう。被害者の方、被害者のご遺族の方って加害者に直接ものを言うのって怖い、何か逆恨みされるかもしれない、そういうお気持ちになる方が多いのですけれども、この仕組みを使っていただければ、安全にお気持ちやお考えをお伝えすることができる、こういう仕組みでございます。

最後、4つ目は、(リーフレットの)一番下にあります相談・支援でございます、これはよろずの相談受けです。我々の仕組みをご説明したり、皆様方の仕組みにつないだり、それから、先ほどの意見聴取や心情伝達のお手伝い、気持ちをまとめるにもなかなかまとめ方もわからないときに相談に乗ったりとか、いろんなことをしている仕組みでございます。

以上が、我々更生保護官署における支援制度の概要でございます。

皆様方との接点なのでございますが、是非、皆様方の窓口に来た方が、加害者のニーズを何か持っているぞ、加害者の関係で何か考えているぞというときには、是非我々の方に御連絡いただきたいのです。お配りしているリーフレットを畳んで裏のところに電話番号を載せさせていただいています。我々は、専従の保護観察官、被害者の方専従、被害者のご遺族の方専従の保護観察官と保護司を用意して専用ダイヤルを用意してお待ちしております。加害者のことで何かお手伝いできること、あるかもしれません。この4つの制度以外でも、何かできることはないか、今、模索しているところでございますので、是非皆さんのところに来た方が加害者のことで何かお悩みだなとなったら、一度連絡をいただければ、何かできるかもしれませんので、是非よろしくお願いをいたします。

一方で、我々のところに来た方が皆様のところのニーズでお困りだということがわかりましたら、保護観察所からそちらに連絡が入ることがあるかと思います。その場合は是非、御理解、御協力をいただければと思います。

また、このような連携を図っていくときに、平素からの連携、平素から相互の仕組みとかを分かっておくことは重要だと考えておりまして、委員会、観察所からちょっと御相談させていただいているかもしれませんし、今後お願いに上がるかもしれません。その場合には、是非よろしくお願いをいたします。

最後に、最新のトピックを申し上げたいと思うのですが、我々の世界、更生保護の犯罪被害者支援について、有識者会議を立ち上げさせていただきました。今年の4月に、更生保護の犯罪被害者等施策のあり方を考える検討会というのが立ち上がり、先週、ちょうど第1回の会合が行われたところです。上智大学の伊藤富士江先生なんかに入っていたりしながら、我々の世界、10年以上経過したこの今、表示しているこの仕組みや、そもそもその保護観察で被害者の方々のお気持ちなどを踏まえた保護観察処遇ができないかということ、年度いっぱいかけて7回ぐらい会議をしまして、また、ヒアリングで実際の被害者の方、来ていただいてお話を伺ったりとかして、より良いものにしていこうというように考えている次第です。

第1回会合の結果、会合の概要につきましては、法務省保護局ホームページにおいて順

次公開をしていくということがまとまっております。随時、情報を更新してまいりますので、御興味持たれる方は、当方のホームページをチェックしていただければと存じます。

私からは以上です。どうもありがとうございました。